（削る）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　１の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　１の２の２から８の３までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数